

(2020.4 版)

財産形成預金等規定集

目 次

I. 財産形成期日指定定期預金規定.....	1
II. 財産形成住宅預金規定.....	3
III. 財産形成年金預金規定.....	7
IV. 財産形成預金共通規定.....	11

足立成和信用金庫

I. 財産形成期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口500円以上とし、3年以上の期間にわたって年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえて財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」という。)を発行し預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期間とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金(第6条による一部解約後の残りの預金を含む。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。ただし、継続日(満期日)が同一の場合は1口の期日指定定期預金に集約して継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日は、据置期間満了日から最長預入期間までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対して、その1か月前までに通知を要します。
 - ② 満期日は、前号に準じてこの口座の預金残高の全部または一部に相当する金額についても指定することができます。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には1万円以上でかつ、1口の期日指定定期預金の活明細の金額で指定してください。
 - ③ 第1号または第2号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (2) 前項の第1号、第2号により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。

A 1年以上2年未満 店頭表示の「2年未満」の利率

B 2年以上 店頭表示の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含む。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

(3) 継続された預金利息についても前2項と同様の方法によります。ただし利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

(4) この預金を満期前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、払戻請求書に届出の印章により署名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

(2) この預金は預入された期日指定定期預金の活明細単位で預金残高の合計額の一部に相当する金額を払戻することができます。ただし払戻金額は1万円以上とします。

7. (退職時、転職時等の取扱い)

(1) 預金者が、退職、役員昇格等（以下「退職等」という。）により勤労者でなくなった場合には、この預金は次により取扱います。

- ① 当該事由の生じた日（以下「退職等の日」という。）において、預入日（継続したときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、第2条の規定にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日に最長預入期間が到来したものとします。
 - ② 退職等の日において、預入日（継続したときは最後の継続日）から2年を経過している預金については、預入日の3年後の応当日を最長預入期限とします。
 - ③ 退職等の日以後、最長預入期限（前2号で定める最低預入期限を含みます。）における自動継続を停止します。
- (2) 預金者が転職、転勤、出向により財産形成貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

8. (預入れ金額の変更)

預入れ金額の変更をするときは、書面によって当店に申し出てください。

※この他、巻末の「共通規定」を参照ください。

以上

II. 財産形成住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度（以下「マル財」といいます。）の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。

- (1) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (2) この預金の預入れは、1口1,000円以上（ただし財産形成奨励金による預入を除く。）とします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、取引の証として財産形成住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行するとともに、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類・継続方法等)

- (1) この預金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期間とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) 最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同様の期日指定定期預金に自動的に

継続します。

- (3) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3. (預金の支払方法等)

- (1) この預金の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築およびマンション等の修繕・模様替（以下「住宅の取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) この預金を住宅の取得等の後に払出しをする場合には、住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として1回限り支払います。この場合には、払戻請求書に届出の印章により署名押印して、「契約の証」および法令で定める書類とともに当店に提出してください。
- (3) この預金を住宅の取得等の前に払出しをする場合には、1口ごとの元金累計額の90%または住宅の取得等に要した額のいずれか低い額を限度として1回限り支払います。この場合には、払戻請求書に届出の印章により署名押印し、「契約の証」および法令の定める書類とともに当店に提出してください。
- (4) 前項により一部払出しをした場合、払出しの日から2年後の応当日または住宅の取得等をした日から1年後の応当日のいずれか早い日までに住宅等に要した額と前項の払出額との差額を限度として1回限り支払います。
なお、残高を払出しする場合はその際に、残高を払出ししない場合には一部払出しの日から2年後の応当日または住宅の取得等の日から1年後の応当日のいずれか早い日までに、法令の定める書類を当店に提出してください。
- (5) 前3項の方法によりこの預金を支払った場合であっても、その後引き続き預入れることができ、新たな住宅の取得等のための対価に充てるときに前3項と同様の方法により払出しをすることができます。

4. (預金の支払時期等)

この預金は、継続停止の申出があった場合には、次項以下に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定めた場合には、1万円以上の額で指定してください。
- (2) 前項による満期日の指定がない場合は、最長預入期間を満期日とします。
- (3) 第2項により定められた満期日から1か経過しても解約されなかった場合、

また1か月経過する前に最長預入期限が到来したときは、継続停止の申出および満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続の取扱いをします。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとに預入日から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの日数および預入日現在（継続した場合はその継続日）における次の預入期間に応じた利率を用いて、1年複利方法の方法で計算します。

A 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

……店頭表示の「2年未満」の利率

B 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

……店頭表示の「2年以上」の利率

(2) この預金について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含む）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) 継続された預金の利息についても前2項および前3項と同様の方法によります。

ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れまたは継続される預金から適用します。

(5) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

D 1年6ヶ月以上2年未満……………2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単利は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約)

(1) やむを得ない事由により、この預金を第3条の支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、払戻請求書に届出の印章により署名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。

(2) この預金を第3条により一部支払いする場合は、1万円以上千円単位で払戻請求書に届出の印章により署名押印して、契約の証および法令で定める書類とともに

提出してください。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数が多いものから解約します。また、この順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。

- ① その金額が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額。
- ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
 - A その預金にかかる払戻請求書が1万円未満の場合は1万円
 - B その預金にかかる払戻請求書が1万円以上の場合は、その払戻請求額

7. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 規定第3条1項、2項、3項ならびに4項によらない払出しがあった場合
ただし、継続預入および預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。
- ② 住宅の取得等の要件を満たさないことが判明した場合

8. (利子税等の支払等)

- (1) 第3条第3項の支払日の2年後の応当日または住宅の取得日から1年後の応当日のいずれか早い日までに法令の定める書類を当店に提出されず、法令で定める利子税等を当金庫が納付する場合には、当金庫は預金者にかわってこの預金を払戻しのうえその元利金を当該利子税等に充てることとします。

この場合、事前の通知および払戻し手続きは省略して取扱います。なお、預金の元利金が納付する利子税等の金額に満たないときは、不足額をただちに支払ってください。

- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9. (退職時、転職時等の取扱)

- (1) 預金者が、退職、役員昇格等（以下「退職等」という。）により勤労者でなくなった場合には、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱います。

- ① 当該事由の生じた日（以下「退職等の日」という。）において、預入日（継続したときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、第2条の規定にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日に最長預入期限が到来したものとします。

② 退職等の日において、預入日（継続したときは最後の継続日）から2年を経過している預金については、預入日の3年後の応当日を最長預入期限とします。

③ 退職等の日以後、最長預入期限（前2号で定める最長預入期限を含みます。）における自動継続を停止します。

(2) 預金者が転職、転勤、出向により財産形成住宅貯蓄契約にもとづく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れることができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に当該したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

① 規定第1条1項ならびに2項による以外の預入れがあった場合

② 定期預入が2年以上されなかった場合

③ 非課税貯蓄申込書の預入れ限度額を超えて預入れがあった場合

11. (預入れ金額の変更)

預入れ金額の変更をするときは、書面によって当店に申し出てください。

※この他、巻末の「共通規定」をご参照ください。

以上

Ⅲ. 財産形成年金預金規定

1. (預入れの方法等)

(1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。

(2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。

(4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成年金契約の証を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

(1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

- (2) 前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本(3)により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ①年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」という。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。
 - ②年金計算基本額から前①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」という。)を作成します。
 - ③定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前項(1)に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前項(1)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 店頭表示の「2年未満」の利率

B 2年以上 店頭表示の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」という。)

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における店頭表示の利率によって計算します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を満期前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満…………… 2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満…………… 2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満…………… 2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満…………… 2年以上利率×90%

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

A 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満…………… 上記（1）②の適用利率×50%

(4) 期日指定定期預金の付利単位は1円とし、自由金利定期預金（M型）の付利単位は100円とし、それぞれ1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合には、この預金のすべてを解約することとし、払戻請求書に届出の印章により署名押印して、この財産形成年金預金契約の証（以下「契約の証」という。）とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

6. (税額の追徴)

この預金について、第3条によらない払出しがあった場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って税額を追徴します。ただし、年金支払開始の5年後の応当日以後の払出し、預金者の死亡、重度障害等による払出しの場合は除きます。

7. (退職時等の支払等)

(1) 最終預入日までに退職、役員昇格等(以下「退職等」という。)により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第5条と同様の手続をとってください。

① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日が到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

(2) 預金者が転職、転勤、出向により財産形成年金貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

8. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財産形成法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

10. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財産形成法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、書面により当店に申出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

11. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

※この他、巻末の「共通規定」をご参照ください。

以上

IV. 財産形成預金共通規定

1. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

2. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には当金庫所定の書式により行います。

4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の輔助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人

の選任がなされている場合にも、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は署名し届出印を押印した払戻請求書とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する合理的な方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は約定利率によるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺ができるものとします。

以上